

令和4年度第2回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日時	令和4年11月10日(木)午後2時～午後3時30分
*場所	西岸寺(文京区春日1-12-12)
*次第	I 開会 II 議題 文京区指定文化財の指定について(現物視察・審議) III 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(谷川章雄、藤井英二郎、内田青蔵、副島弘道、山崎祐子) 事務局(新名教育総務課長、川口文化財保護係長、内藤文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	0人
*資料	資料第1号 文京区指定有形文化財 指定説明書(案)

I 開会

II 議題

1 文京区指定文化財の指定について

事務局が資料第1号に基づき、指定説明書(案)の説明を行った。

説明後は、指定候補の現物視察を行った。

《会長》それでは何かご質問・ご意見等がございますか。

《事務局》今回の指定説明書案では、お寺の創建年代について『御府内備考』に基づき「元和2年」としましたが、資料によっては「元和4年」としているものもあります。この場合、両論併記にすべきでしょうか。

《委員》「『御府内備考』によれば元和2年(1616)に開かれた」と記載すれば良いかと思えます。

《事務局》わかりました。

《会長》他にご質問・ご意見等がございますか。

《委員》ご本尊に随侍する4体の御像を附指定にすることも考えられますが、4体とも保存状態が良好であり、また、近年に修理がなされているため、まずは一番大事なお本尊を指定するのが良いかと思えます。

《会長》今のご提案にご意見等がございますか。

(なし)

それではご提案のとおり、今回はご本尊のみの指定にしたいと思います。

他にご質問・ご意見等がございますか。

《委員》ご本尊については右手が外れそうになっていたり、足柄の欠失により台座から浮いてしまっていたりするので、今回の指定を機に区としても保存修理の手段を講じられると良いかと思えます。

《事務局》所有者の意向を伺いながら対応していきたいと思えます。

《委員》わかりました。

《会長》他に何かご質問・ご意見等はございますか。

《事務局》足柄の3分の2が欠失しているのは、台座を作り替えたことに関係するのでしょうか。

《委員》台座を作り替えた際、本体にはほとんど手を加えませんでした。そのため足柄が欠失したままの状態になっているのですが、仮に本体に手を加えれば、外観が変わってしまっていたと思います。

今後もし修理を行うとすれば、区の監督のもと、文化財的価値を理解している仏師に修理を依頼するなど、文化財的価値が損なわれないよう配慮する必要があるかと思えます。区にはその辺りのことも含め、お寺様とのやり取りをお願いしたいと思います。

《会長》将来的には修理の選択肢もあり得るということですね。

他に何かご質問・ご意見等はございますか。

《委員》両足柄の手前にある彫り込みにはどのような意味合いがあるのでしょうか。

《委員》彫り込みより後ろ、踵側の部分は本体と共木になっていますが、彫り込みから先、爪先側の部分は後から付けられています。現状、足柄は本体と共木になっている踵側の部分にしか残っていませんが、本来は爪先側にも存在したものとわれまして、欠失した爪先側の部分を後から付ける際に、溝を彫ってそこに差し込めるようにしたのだと思います。いずれにしても造立当初の意匠ではありません。

なお、御像は足柄2本だけで支えている関係上、過去の地震などの際に何度も転倒していると思われます。その裏付けとして、表面の漆箔がほとんど剥落していますし、顔にもわずかに彫り直しの跡が見られます。

《委員》わかりました。ありがとうございました。

《会長》他に何かご質問・ご意見等はございますか。

(なし)

それでは今回の視察・審議を踏まえて、このまま指定に向けて進めていくということよろしいでしょうか。

(異議なし)

今後の流れについて、事務局の方からご説明をお願いいたします。

《事務局》(今後の審議の流れについて説明)

《会長》何かご質問・ご意見等はございますか。

(なし)

Ⅲ 閉会

《会長》これをもちまして、令和4年度第2回文化財保護審議会を閉会とします。